

## 池田市家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量化と資源化の推進を通して、地球環境にやさしい地域社会の形成に資するため、池田市家庭用生ごみ処理機器購入助成金（以下「助成金」という。）の交付の手續等に関し、必要な事項を定め、助成金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(助成対象機器)

第2条 助成金の交付対象となる家庭用生ごみ処理機器（以下「助成対象機器」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、生ごみの破碎、圧縮又は脱水等によって発生した処理水を公共下水道管等に直接排出するもの（ディスポーザー等）、新品でないもの、自作であるもの、その他市長が定めるものを除く。

(1) 電気式生ごみ処理機 電気を使用し、乾燥又は微生物等による分解により、家庭から排出される生ごみを減量化又は堆肥化する電気式機器

(2) 生ごみ堆肥化容器 電気を使用せず、微生物等による発酵及び分解により、家庭から排出される生ごみを、堆肥化する処理容器

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは助成の対象としない。

(1) 助成対象機器の購入費用が3,000円未満（消費税及び地方消費税を含む。）のもの

(2) 事業用に使用するもの

(助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者であって、当該住所に現に居住していること。

(2) 助成対象機器を市内の自己の居住内（敷地を含む。）に設置し、近隣住民への悪臭や虫の発生等による影響等に配慮し、適正な継続使用及び管理ができること。

(3) 助成対象機器から生じた堆肥を、適正に処理できること。

(4) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による助成金の交付を受けた者であって、助成金の交付を受けた直近の日から5年を経過していない場合は、助成の対象としない。

(助成金額等)

第4条 助成金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数を生じたときはその端数金額を切り捨てた額とする。

(1) 電気式生ごみ処理機 助成対象機器の購入費用(消費税及び地方消費税を含む。)の2分の1とし、10,000円を上限とする。

(2) 生ごみ堆肥化容器 助成対象機器の購入費用(消費税及び地方消費税を含む。)の3分の1とし、4,000円を上限とする。

2 第2条第2項第1号及び前項の購入費用は、送料、手数料、設置等に要する費用を除くものとする。ただし、生ごみ堆肥化容器に基材が付属していない場合に限り、単体で販売されている基材1点のみ、助成金の交付対象とする。

3 助成金の交付は、1世帯につき助成対象機器1基とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象機器購入後60日以内に、池田市家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付申請書兼同意書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象機器の領収書の写し又は支払いを証明する書類

(2) 助成対象機器の設置後の全景写真

(3) 助成対象機器の説明書又はパンフレットの写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたものについては、池田市家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、適当と認められないものについては、理由を付した池田市家庭用生ごみ処理機器購入助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた申請者は、池田市家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付）

第8条 市長は、前条の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けた者があるときは、その交付決定を取消し、すでに助成金を交付しているときは、その助成金の全額もしくは一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（実施日）

1 この要綱は、平成11年9月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱における助成対象は、平成11年4月1日から平成11年8月31日までに購入した処理機を含むものとし、当該期間中に購入した処理機にかかる第5条に規定する交付申請の期日は、この要綱の実施日から起算するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から実施する。